



～ チーム東中！ ～

私立高等学校の入学試験が終わったら、いよいよ公立の選抜Ⅱ、卒業式に向けての取り組みが始まります。学習環境・雰囲気作りとともに、健康管理も「団体戦」で乗り越えていきましょう。

広島県教育委員会より

令和4年度広島県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ & A (受検者及び中学校向け)

1 新型コロナウイルス感染症に係る別室受検について

(Q1) : 入学者選抜の別室受検を希望する場合の手続はどのようなものか。

(A1) : 受検者は、受検者本人の症状等の状況及び別室受検を希望する旨を特別措置願(様式第4号)に記載し、中学校に提出してください。(医師の診断書等の添付は不要です。)

その後、中学校から高等学校に特別措置願(様式第4号)を提出することになります。

なお、検査当日に別室受検を申し出る場合は、速やかに受検する高等学校に連絡してください。この場合、特別措置願(様式第4号)は、受検後に中学校から高等学校に提出してください。

2 新型コロナウイルス感染症に係る追検査について

(Q1) : 検査当日37.5℃以上の発熱等の風邪症状があり、受検できなかった者が医療機関を受診した結果、風邪の診断であっても追検査の対象になるのか。

(A1) : 医療機関による診断の結果を問わず、追検査の対象となります。

(Q2) : 新型コロナウイルス感染症に係る追検査の手続はどのようなものか。

(A2) : 中学校に追検査受検願(様式第20号)を提出してください。

その後、中学校から高等学校へ追検査受検願(様式第20号)を提出することになります。

なお、検査当日の医師の診断書は必要ありません。

3 その他【太字部分追記】

(Q1) : マスクは白色無地でないといけないのか。

(A1) : マスクの色及び柄は問いません。ただし、文字等が印刷されている等、検査問題の解答上有利になるおそれがあるものは着用できません。

(Q2) : マスクに代えてフェイスシールドやマウスガードを着用してもよいか。

(A2) : フェイスシールドやマウスガードのみで受検することはできません。(必ずマスクを着用してください。)

(Q3) : 体温調整をしやすい服装とはどのようなものか。ひざかけは使用してよいか。

(A3) : 上半身に羽織る防寒着のことです。防寒着の色及び柄は問いませんが、文字等が印刷されている等、検査問題の解答上有利になるおそれがあるものは着用できません。なお、防寒着をひざにかけることはできません。また、ひざかけは使用できません。

(Q4) : 37.5℃以上の発熱等の風邪症状がある又は濃厚接触者（陰性）である等の受検者が別室受検をする場合に、高等学校は受検者の症状等をどのように確認するのか。

(A4) : 中学校から提出される特別措置願（様式第4号）により確認します。（医師の診断書等の添付は不要）

(Q5) : 令和4年1月27日に改訂された「令和4年度広島県公立高等学校入学選抜における新型コロナウイルス感染症に係る受検の可否について」において、主な変更点は何か。

(A5) : 広島県の新型コロナウイルス感染症対策における積極的疫学調査の重点化に伴い、濃厚接触者等への行政検査が行われなくなりました。

従来は、濃厚接触者のうち、「PCR検査の結果が陰性かつ無症状」の場合、公共交通機関を利用しないなどの条件を満たしていれば、別室での受検が可能でしたが、この「PCR検査の結果が陰性かつ無症状」が「無症状」に変更となりました。その他、接触者の受検の可否等にも変更があります。

また、従来は、PCR検査とは、初期スクリーニング（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等検査（行政検査））を意味していましたが、これを医療機関におけるPCR検査（抗原検査を含む。）に変更しました。

なお、「令和4年度広島県公立高等学校入学選抜における新型コロナウイルス感染症に係る受検の可否について」は次のHPに掲載していますので、御覧ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/r04-koukou-kansen.html>

(Q6) : 受検者の周囲に新型コロナウイルス感染症の陽性者がおり、検査当日、保健所において濃厚接触者かどうか確認中の受検者については、受検が可能なのか。

(A6) : 濃厚接触者と特定されていない場合は、検査当日も無症状であれば、通常どおり受検することができます。

(Q7) : 37.5℃以上の発熱等の風邪症状がある場合に、医療機関を受診せず、薬局で購入した検査キット等で受検者自らが抗原検査を行い、陰性を確認してもよいのか。

(A7) : 医療機関を受診せず、薬局で購入した検査キット等で受検者自らが抗原検査を行い、陰性を確認しただけでは受検することはできません。

当日、37.5℃以上の発熱等の風邪症状がある者で、前日までに医療機関を受診して、PCR検査（抗原検査を含む。）の結果が陰性である場合又はPCR検査（抗原検査を含む。）の必要がないと診断された場合は、別室での受検となります。

当日、37.5℃以上の発熱等の風邪症状がある者で、上記以外の者は、医療機関を受診してください。当日の受検はできません。